

# 悪臭防止法の見直し規定に基づく検討結果について

## (報告)

### 1. 検討項目

平成13年4月1日に施行された改正悪臭防止法(平成12年5月17日法律第56号。以下、法という)では、附則第2条に「政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の第十条(事故時の措置)、第十二条(測定の委託)及び第十三条(臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等)の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されている。

### 2. 検討対象となる規定

#### 2.1 事故時の措置(法第10条)

##### 2.1.1 条文

(事故時の措置)

**第十条** 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を市町村長に通報しなければならない。ただし、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務が同法第三十一条第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされている場合において当該通報を当該政令で定める市の長にしたとき及び石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の場合において、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 第八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

## 2.1.2 平成12年度法改正時の改正趣旨

旧法においては事業者の応急措置、復旧の規定(本条第1項)は罰則を伴わない訓示規定であったが、平成12年度の法改正により罰則を伴う義務規定とし、事故時の対応の強化を行った。

事故時における悪臭被害を防止するため、地方公共団体への通報の義務規定(本条第2項)を追加した。

市町村長による当該事業場設置者に対する応急措置命令(本条第3項)を追加した。

なお、当該応急措置命令に違反した者への罰則の適用(法第28条)も新設している。

## 2.2 測定の委託(法第12条)

### 2.2.1 条文

(測定の委託)

**第十二条** 市町村長は、第八条第一項の規定による勧告及び第十条第三項の規定による命令を行うために必要な測定並びに前条の規定による測定の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、これらの測定のうち特定悪臭物質の濃度の測定についてはこれを適正に行うことができるものとして環境省令で定める要件を備える者に、これらの測定のうち臭気指数及び臭気排出強度(以下「臭気指数等」という。)に係る測定については国、地方公共団体又は臭気測定業務従事者(臭気指数等に係る測定の業務に従事する者であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。)若しくは臭気指数等に係る測定の業務を行う法人(当該測定を臭気測定業務従事者に実施させるものに限る。)にそれぞれ委託することができる。

- 一 次条第一項の試験及び適性検査に合格し、かつ、臭気指数等に係る測定の業務を適正に行うことができるものとして環境省令で定める条件に適合する者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、環境省令で定めるもの

### 2.2.2 平成12年度法改正時の改正趣旨

平成12年4月から悪臭防止法の規制及び測定に関する事務が市町村長の自治事務となったが、すべての市町村がその能力を備えているわけではないこと、また、都道府県からの支援を受けにくくなったことから、市町村の測定業務の円滑な実施に資するため、測定業務を適正に行える者への委託を可能とする必要があり、本規定を設けた。

測定結果は悪臭防止法に基づく改善勧告等の根拠となることから、その測定結果には、厳正性、公正性、信頼性が必要であり、特定悪臭物質の測定については計量法に基づく環境計量士に、嗅覚測定法による臭気指数等の測定については悪臭防止法に基づく臭気測定業務従事者(臭気判定士)に委託できることとしている。

## 2.3 臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等(法第13条)

### 2.3.1 条文

(臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等)

**第十三条** 環境大臣は、臭気指数等に係る測定の業務に従事するのに必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者(以下「指定機関」という。)に、前項の試験及び適性検査の実施に関する事務(以下「試験検査事務」という。)を行わせることができる。

一 職員、設備、試験検査事務の実施の方法その他の事項についての試験検査事務の実施に関する計画が、試験検査事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験検査事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 指定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験検査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験検査事務に従事する指定機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 第一項の試験又は適性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

6 前項の手数料は、環境大臣が行う第一項の試験又は適性検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定機関がその試験検査事務を行う同項の試験又は適性検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定機関の収入とする。

- 7 環境大臣は、指定機関が民法第三十四条の規定により設立された法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。
- 8 環境大臣は、指定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
  - 一 第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
  - 二 不正な手段により第二項の規定による指定を受けたとき。
- 9 前各項に定めるもののほか、第一項の試験及び適性検査並びに指定機関に関し必要な事項は、環境省令で定める。

### 2.3.2 平成12年度法改正時の改正趣旨

法第12条において臭気測定業務従事者への測定の委託を可能としたことに伴い、厳正性、公正性、信頼性確保の観点から、臭気測定業務従事者の資格付与に関して法律上の規定を措置した。

臭気測定業務従事者(臭気判定士)の試験については、本来は国が行う必要があるが、国の事務量軽減等の観点から指定機関が実施できることとした。

また、指定機関に関する主な必要な事項を規定している。

### 3. 見直し条項を設けた理由

#### **規制緩和推進3ヶ年計画(再改定)(平成12年3月31日)**

「規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各省庁は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後、当該規制の見直しを行う旨の条項(以下「見直し条項」という。)を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持するものについては、その必要性、根拠等を明確にする。」とされている。

### 4. 制度・運用を維持する必要性・根拠と結果

第10条及び第12条の規定の施行状況について、地方公共団体を対象に平成17年度に調査を行った。また、第13条の規定の施行状況について、指定機関である(社)におい・かおり環境協会の調査を行った。

## 4.1 事故時の措置(法第10条)の規定

### 4.1.1 調査方法

地方公共団体を対象に、平成13年4月1日から平成17年3月31日まで(平成13年度から平成16年度まで)における事故時の措置に関する調査を行い、全国で50市区町村から96件の悪臭の事故事例に関する回答を得た。

### 4.1.2 調査結果

平成12年の法改正における、事業場において悪臭発生を伴う事故が発生した場合の措置の強化の内容は以下のとおりである。

事業場設置者の事故時の応急措置に係る努力規定を義務化(第1項)

当該事業場設置者による事故の状況の市町村長への通報を新たに義務付け(第2項)

市町村長による当該事業場設置者に対する応急措置命令の新設(第3項)

当該応急措置命令に違反した者への罰則の適用(法第28条)

#### < 事故時の措置の必要性について >

平成13年から平成16年までの事故件数は年々増加しており、平成16年(33件)は平成13年(16件)の2倍以上の事故が発生していることから、法に基づく事故時の措置の重要性は、より高まってきていると言える(図1)。

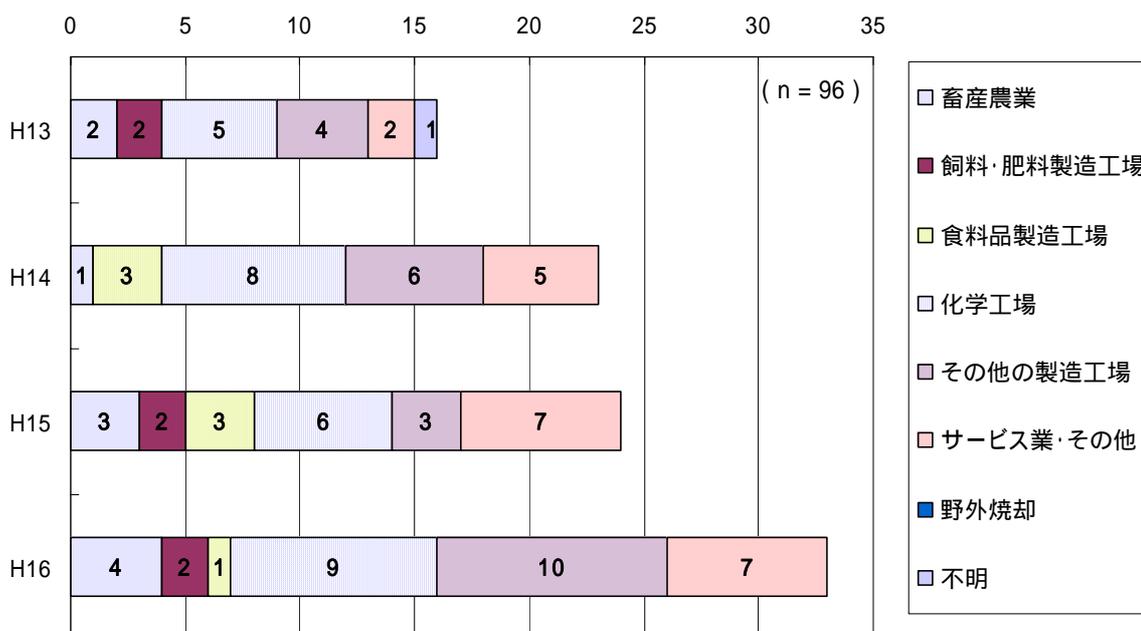


図1 年度ごとの事故件数

< 事故時の措置について(第1項、第3項) > ( 、 、 )

第10条第1項では、事業場において悪臭発生を伴う事故が発生した場合、規制地域内の当該事業場設置者は直ちに応急措置及び復旧措置を講じることが義務付けられている(前記 )。本規定は周辺住民の生活環境を保全するために、必要不可欠な規定であり、確実な法の施行を行う必要がある。

本調査の結果では、事故が発生した場合、同条第1項に基づき事業者が何らかの応急措置・復旧措置を採ったものが86件(93%)あった(図2)。なお、残りの6件(7%)についても、同条第3項の応急措置命令を受けて措置を行ったものが2件、その他の法令による命令を受けて措置を行ったものが1件、行政指導を受けて措置を行ったものが1件等であり、概ね適切な措置が採られている。

また、前記 ) について、同条第1項に基づき事業者が何らかの応急措置・復旧措置をとったものの、行政が同条第3項に基づいてさらに応急措置命令を行ったものは12件(13%)あった(図3)。同条第1項の応急措置・復旧措置だけでは不十分なケースがあり、同条第3項の規定は不可欠の規定であるといえる。

なお、前記 ) に関して、当該応急措置命令に違反した事例はない。

以上のように事故時の措置は第10条第1項及び第3項の規定により、適切に担保されている。

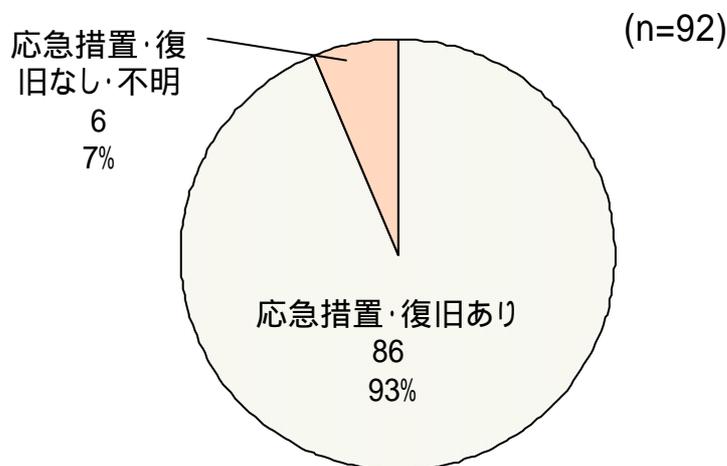


図2 第10条第1項に基づく事業者による応急措置・復旧の有無

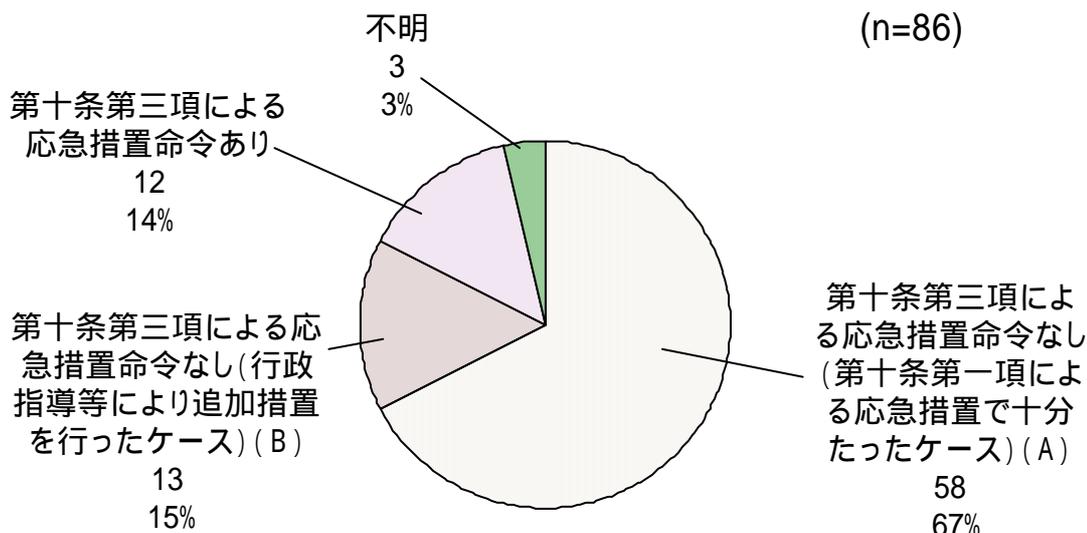


図3 第10条第1項に基づく事業者による応急措置・復旧があった場合の行政の措置

表1 第10条第1項による応急措置命令なし(B)の内訳

行政指導	8
別途法令の適用	4
協定に基づく指示を行った	1
合計	13

#### <通報について(第2項)>( )

第10条第2項の規定(前記 )は、地方公共団体が同条第3項の応急措置命令を行うための前提となるものであり、前記 と同様の高い必要性を有している。事故事例のうち、33件(36%)については第10条第2項の規定に基づき、事業者による通報が行われている(図4)。また、第10条第2項の規定に基づいた通報はなかったものの、住民から先に通報があったケース(14件(15%))、他の管轄へ先に通報があったケース(4件(4%))、地方公共団体による測定で基準超過が判明したケース(3件(3%))があり、これらは通報以前に地方公共団体が認知しており、通報を行う必要がないケースだといえる。

以上から、59%については通報の規定が機能しており、引き続き、本条文を維持する必要がある。

残りの41件(全体の43%)の通報のないケースのうち、15件が事業者の認識不足であった(表2)。行政への通報は、応急措置命令の発動などのために、必要な規定であり、事故の際には速やかに市町村長へ連絡する等の内容を盛り込んだ事故後の対応マニュアルや、事故時の措置に関する事業者への普及啓発活動を行うことで、通報の徹底を図りたい。

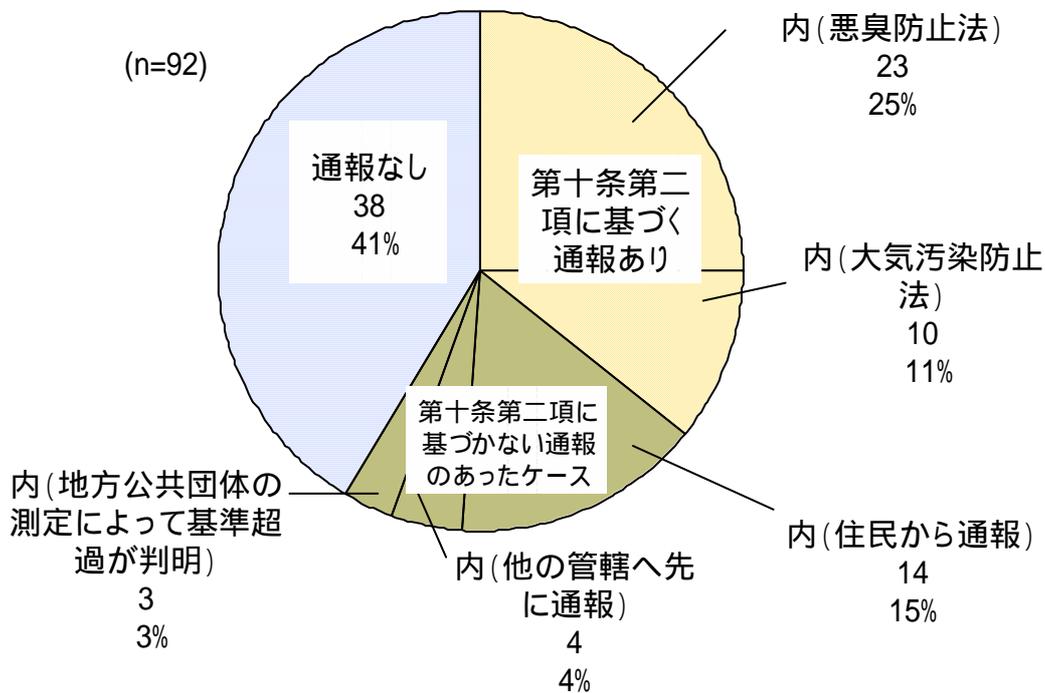


図4 事業者による事故の通報状況

表2 事業者による事故の通報なしの内訳

事業者の認識不足	15
特定悪臭物質以外	1
不明	22
合計	38

#### 4.2 測定の委託(法第12条)の規定

##### 4.2.1 調査概要

平成16年度末現在で悪臭防止法に基づく規制地域を有する市区町村(1606市区町村、うち臭気指数規制地域を有する市区町村は229)に対して、平成13年度から平成16年度までの各年度の特定悪臭物質濃度、臭気指数等の測定実施主体、測定事業場数及び測定検体数に関する調査を行った。

##### 4.2.2 調査結果

平成16年度の測定の実施主体をみると、特定悪臭物質濃度の測定は191件あり、市区町村自身が行ったものが35件(18%)、所属都道府県への委託が18件(9%)、

民間への委託が138件(72%)を占めている(図5)。また、臭気指数等の測定は137件あり、市区町村自身が行ったものが20件(15%)、所属都道府県への委託が4件(3%)、民間への委託が113件(82%)を占めている。また、特に臭気指数の測定は委託の割合が上昇しており(平成13年75% 平成16年82%)、測定の委託数が今後さらに増えていくことが予想される(図6)。

いずれの測定法においても委託の占める割合が高く、第13条の規定と相まって測定事務の適正な委託を可能とする第12条は必要不可欠な規定である。

なお、費用負担の面では、臭気指数の測定は特定悪臭物質濃度の測定のような高額な機器を必要としないことから、市区町村自身が容易に測定できるメリットを生かし、臭気指数規制及びその測定方法に関して、さらに普及啓発していくことが適当であると考えられる。

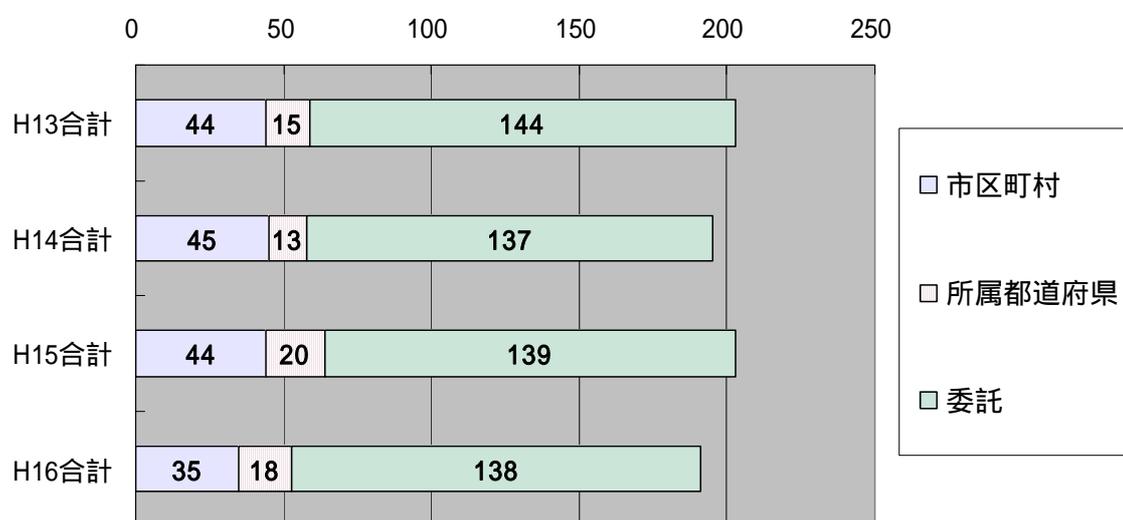


図5 年度ごとの測定実施主体(特定悪臭物質濃度)

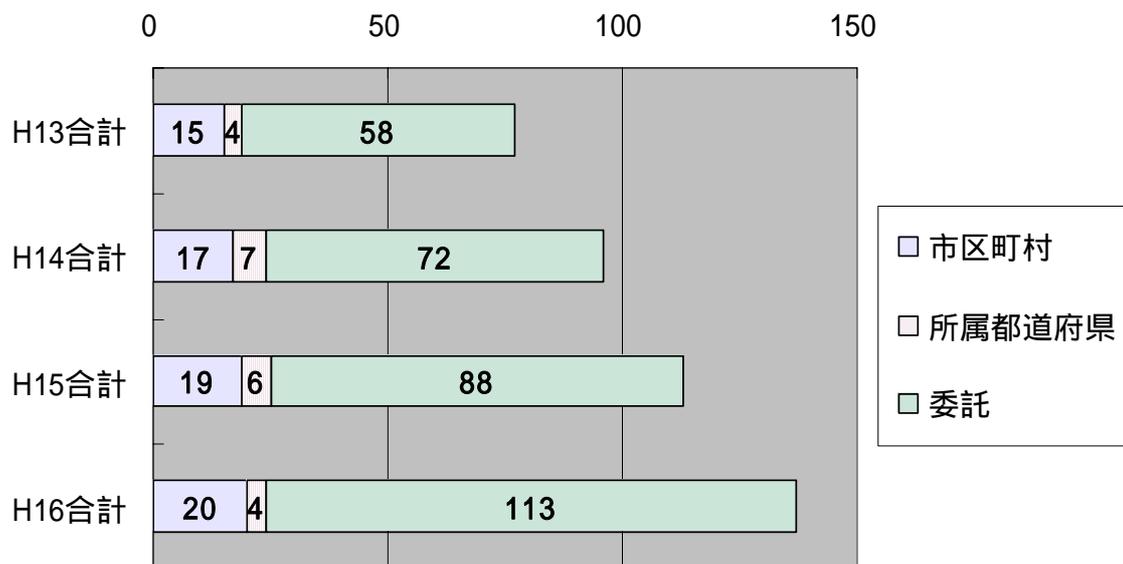


図6 年度ごとの測定実施主体（臭気指数等）

#### 4.3 臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等(法第13条)の規定

##### 4.3.1 調査概要

法第12条で臭気指数及び臭気排出強度の測定については臭気測定業務従事者（臭気判定士）に測定を委託できるとしている。臭気判定士が行う測定は法に基づく改善勧告等の根拠となることから、その測定結果には、厳正性、公正性、信頼性が必要であり、その資格付与に当たっては、本来は国が試験等の事務を行う必要がある。しかし、事務量の軽減等から一定の資格要件を満たしている者を認定し、国に代わって試験等を実施させることとし、指定機関制度を採用している。

第13条の指定機関として、平成13年5月30日付で(社)におい・かおり環境協会が指定されている。臭気測定業務従事者への試験等の実施事務、指定機関制度について、国の事務の軽減等に関する方向は法改正時と現状で変化しておらず、現状でも必要な制度、規定だといえる。

そこで、指定機関として指定されている(社)におい・かおり環境協会が第十三条に基づく試験等の業務を実施しているかを調査することで、本条の見直しの検討を行った。

##### 4.3.2 調査結果

###### 法第13条第2項の検討

(社)におい・かおり環境協会(旧 社団法人 臭気対策研究協会)は昭和62年4月

に民法第三十四条に基づいて認可を得た団体である。

#### 法第13条第2項第1号の検討

同協会は、指定機関に指定されて以来、「臭気判定士試験関係指定事務実施規定」及び「臭気判定士試験関係指定事務実施細目」に基づき、毎年適性かつ確実に試験検査事務を実施している。

#### 法第13条第2項第2号の検討

同協会の経理業務については税理士指導のもと、日商簿記検定2級取得者2名が従事しており経理的手法は熟知している。また、定期的に環境省の監査および監事監査が行われており、試験検査事務の実施に必要な経理的基礎を有している。なお、公益法人会計基準に則って作成された収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録等については、同協会のホームページで開示している。

また、同協会には臭気判定士が3名在席しており、試験検査事務の実施に必要な技術的基礎を有している。

#### 法第13条第3項の検討

同協会は、試験の内容や個人の嗅覚の状況などの受験者のプライバシーに関する秘密を漏らした事実は過去一度もない。

#### 法第13条第7項、第8項の検討

同規定を導入して以来これまで、同協会に対して、試験検査事務の全部若しくは一部の停止を命じたり、また、指定を取り消したりするような事態は発生していない。

上記の結果から、現在指定機関として指定している(社)におい・かおり環境協会第13本条の規定を遵守しており、問題が生じる事態には至っていない。また、同条の規定により、臭気判定士の試験の厳正性、公平性、信頼性は保たれており、同条は必要かつ十分な規定であるといえる。

## 5. 検討の結果

### 5.1 事故時の措置(法第10条)の規定

悪臭事故事例が年々増加傾向にあることから、行政及び事業者の適切な対応がますます重要になってきている。また、**事故の措置、通報は法第10条により適切に担保されていることから、同条の規定を維持する必要がある。**

法第10条第2項に基づく通報の対応が不十分であることから、**事業者及び地方公共団体関係者へさらに周知徹底を行う。**

#### 5.2 測定の委託(法第12条)の規定

すべての市町村が測定業務の能力を備えているわけではなく、特定悪臭物質の測定、臭気指数等の測定のいずれも、委託により測定を行う市区町村の割合が年々上昇しており、**法第12条の規定を維持する必要がある。**

また、臭気指数等の測定は特定悪臭物質の測定のような高額な機器を必要とせず、市区町村自身が容易に測定できるメリットを生かし、臭気指数規制及びその測定方法に関して、**さらに普及啓発していくことが適当である。**

臭気指数等の測定の厳正性等の確保に係る状況については法改正時と現状で変化しておらず、引き続き**法第12条で担保する必要がある。**

#### 5.3 臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等(法第13条)の規定

臭気測定業務従事者への試験等についての厳正性等の確保に係る状況は法改正時から変化しておらず、引き続き**法第13条で担保する必要がある。**

国の事務の軽減等に関する状況は法改正時から変化しておらず、**引き続き指定機関に係る規定を維持する必要がある。**

現在指定機関として指定されている(社)におい・かおり環境協会の試験検査事務は十分な体制で適切に実施されており、今後も**法第13条の規定を維持する必要がある。**